

## みんながスムーズに移動できる歩道って？

### 同じ経路で移動ができる

≫ お年寄り、障がいのある人等、移動に困難な人も同じ経路で移動することが出来る。

### 様々な移動手段で移動ができる

≫ 歩行、車いす、自転車等、移動手段による制約を受けずに、誰もが安全に移動することができる。

### 安全に移動ができる

≫ 互いに配慮し合い、悪天候や積雪・凍結時でも安全に移動することができる。

### 心のバリアフリー（道路の巻）

視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪など通行に支障となるような利用は控え、障がいのある人等の歩道利用を妨げないようにしましょう。

通行にあたり困っているお年寄りや障がいのある人がいたら手助けをしましょう。



移動が困難で使いにくい？

- 1 幅員が狭く、すれ違いができない。
- 2 段差が大きいことや、専用の通行帯が無い場合、車いすや自転車の通行がしづらい。
- 3 通行時に衝突や転倒の恐れがあり通行が危険。

こうして ↓ 解決！

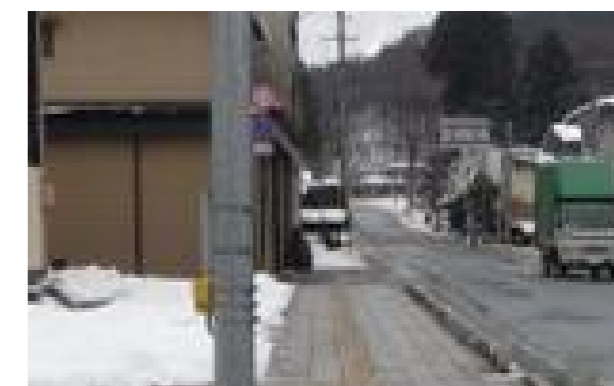


## みんなが安全に移動できる歩道

- 1 交通量や車いす使用者等を想定し、必要な幅を確保した歩道の整備を進める。
- 2 視覚障がい者誘導用ブロックを用いた歩道の整備を進める。
- 3 段差の小さい構造を採用し、歩行者と自転車の通行帯を区分するなど多様な移動手段に配慮した歩道整備を進める。
- 4 自転車のマナー、ルールを周知徹底すると共に自転車と歩行者の通行空間の分離を進める。
- 5 除雪や消融雪装置の稼働を適切に組み合わせるなど冬期の安全な移動を確保。



必要な幅員を確保する。  
視覚障がい者用誘導ブロックの設置。



除雪により通行スペースを確保。

【技術的基準 参考文献】  
・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令  
・道路の移動等円滑化に関するガイドライン



# みんながスムーズに移動できる 立体横断施設って？

## 同じ施設で 移動ができる

» お年寄り、障がいのある人等、移動に困難な人も  
同じ経路で移動することが出来る。

## 様々な 移動手段で 移動ができる

» 歩行、車いす、自転車等、移動手段による制約を  
受けずに、誰もが安全に移動することができる。

## 安全に 移動ができる

» 互いに配慮し合い、地下や悪天候、積雪・凍結時  
でも安全に移動することができる。

### 心のバリアフリー（道路の巻）

視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪など、通行に支障となるような利用は控  
え、障がいのある人等の歩道利用を妨げないようにしましょう。

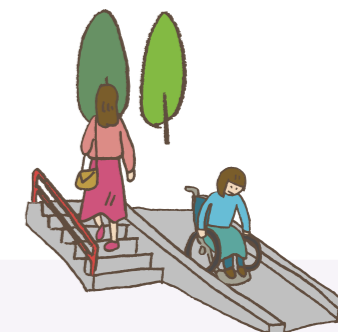
通行にあたり困っているお年寄りや障がいのある人がいたら手助けをしましょう。

また、自転車は必ず降りてから通行するようにしましょう。

移動が困難  
つかいにくい

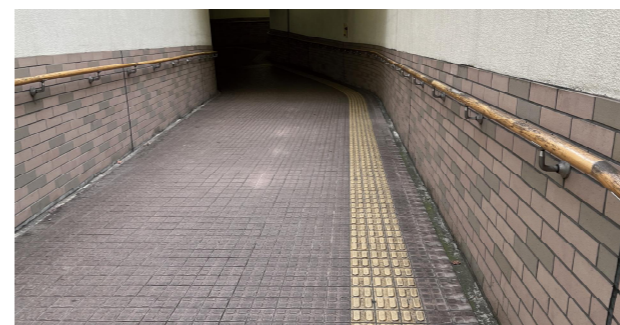
- 1 階段の傾斜が急で、お年寄りや障がいのある人が利用しにくい。
- 2 階段の段差により、車いす、自転車、ベビーカーの通行が困難。
- 3 通行時に転倒や転落の恐れがあり危険。

こうして 解決！

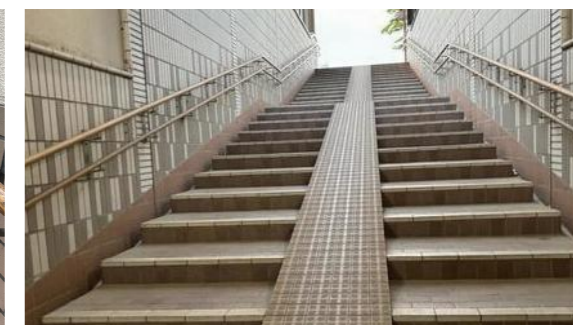


# みんなが安全に移動できる 立体横断施設

- 1 エレベーターの設置や階段の傾斜を緩くするなど、利用しやすい立体横断施  
設の整備を進める。
- 2 視覚障がい者誘導用ブロックの整備を進める。
- 3 階段にスロープを併設するなどより多様な移動手段に配慮した整備を進める。
- 4 積雪・凍結時でも安全に歩けるよう、消融雪装置の稼働等により冬期の安全な  
移動を確保。照明設備の適切な設置により安全な移動を確保。
- 5 自転車は降りて通行するよう、自転車のマナー、ルールを周知徹底する。



視覚障がい者用誘導ブロックの設置。



スロープの設置。

【技術的基準 参考文献】  
 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用し  
 た役務の提供の方法に関する基準を定める省令  
 ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン

